

令和7年度市民税・県民税申告書の書き方

【記入①】住所、氏名等をご記入ください。

現在の住所、氏名、生年月日、電話番号等をご記入ください。

【記入②】収入及び所得金額をご記入ください。

それぞれの収入額及び所得額をご記入ください。

申告書裏面の内訳「[6~10]」の項目をご記入後、申告書表面に収入・所得額を転記ください。

なお、収入なしの場合は、1.収入金額等の欄に縦に「収入なし」とご記載ください。

「収入金額 - 必要経費・控除額等 = 所得額」※以下の「ケ~サ」は、計算式が異なります。

営業	ア	小売業、製造業、建設業、飲食業、サービス業などから生ずる所得
農業	イ	米、野菜、花、果樹等又は、酪農などの農業から生ずる所得
不動産	ウ	不動産の貸付などから生ずる所得
利子	エ	預貯金・公債・社債の利子、公社債投資信託などから生ずる所得
配当	オ	株式などの剰余金の配当などから生ずる所得
給与	カ	給与、賃金、賞与などから生ずる所得
雑(公的年金等)	キ	厚生年金、国民年金などの公的年金から生ずる所得
雑(業務)	ク	講演料、原稿料、シルバー人材センターの分配金など
雑(その他)	ケ	個人年金など
総合譲渡(短期)	コ	取得日後、保有期間が5年以内の資産の譲渡(土地、建物、株式以外)
総合譲渡(長期)	サ	取得日後、保有期間が5年超の資産の譲渡(土地、建物、株式以外)
一時	シ	生命保険や損害保険の満期保険金や懸賞などから生ずる所得

【参考】給与収入のある場合は、下記の計算式にて、**所得金額**を計算できます。

所得金額 = 給与等の収入金額の合計額 (A) - 給与所得控除額 (下記の表にて計算)

同一年分の源泉徴収票が2枚以上ある場合は、支払金額の合計額で算出してください。

給与等の収入金額の合計額 (A)	給与所得控除額
~1,625,000円	550,000円
1,625,001~1,800,000円	収入金額×40%-100,000円
1,800,001~3,600,000円	収入金額×30%+80,000円
3,600,001~6,600,000円	収入金額×20%+440,000円
6,600,001~8,500,000円	収入金額×10%+1,100,000円
8,500,001円~	1,950,000円(上限)

【参考】年金収入のある場合は、下記の計算式にて、**所得額**を算出できます。

公的年金等の収入金額の合計額	年齢	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満	年齢65歳未満	130万円以下	A-60万円	A-50万円
	130万円超 410万円以下	A×75%-27.5万円	A×75%-17.5万円	A×75%-7.5万円
	410万円超 770万円以下	A×85%-68.5万円	A×85%-58.5万円	A×85%-48.5万円
	770万円超 1,000万円以下	A×95%-145.5万円	A×95%-135.5万円	A×95%-125.5万円
65歳以上	年齢65歳以上	1,000万円超	A-195.5万円	A-185.5万円
	330万円以下	A-110万円	A-100万円	A-90万円
	330万円超 410万円以下	A×75%-27.5万円	A×75%-17.5万円	A×75%-7.5万円
	410万円超 770万円以下	A×85%-68.5万円	A×85%-58.5万円	A×85%-48.5万円
		770万円超 1,000万円以下	A×95%-145.5万円	A×95%-135.5万円

令和6年度分 市民税申告書

整理番号 **【記入①】**

喜多方市 現住所 喜多方市宇御清水東7244番地2

氏名 キタカタ タロウ 個人番号 0241-24-5217

喜多方 太郎 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2

収入金額等

1 収入金額等

2 所得金額

所得から差し引かれる金額

【記入②】

【記入③】

【記入④】

住所 氏名

交付印

分組課税に係る所得等のある方は、「市民税・県民税申告書(分組課税専用)」をあわせて提出してください。

収入なしの場合

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和6年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納付方法

給与から引取り(特別徴収)

自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

【記入③、④】所得から差し引かれる金額を記入します。 以下の内容を参照に申告書【記入③】を記入し、記入内容及び計算した金額に基づき【記入④】に記入を行います。

申告書 No.	所得控除	控除の内容	控除額計算																					
⑫	雑損控除	災害、盗難などにより損害を受けた場合	損失額が所得金額の10%を超える額と災害関連支出から5万円を控除した額のいずれか多い額																					
⑬	医療費控除	昨年中に医療費を支払った場合 健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行い、特定一般用医薬品等を購入した場合	(昨年中に支払った医療費－保険等の補填金額)－10万円又は、総所得金額の5%のいずれか少ない金額(最高額200万円) 特定一般用医薬品等購入費－1万2千円(限度額8万8千円)																					
⑭	社会保険料控除	昨年中に支払った健康保険料、国民健康保険料、後期高齢者保険料、介護保険料等(源泉記載を除き一部写し必要)	支払金額の全額が対象																					
⑮	小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済法に基づく第一種共済掛金、確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金等、地方公共団体がおこなう心身障害者扶養共済掛金を支払った場合(源泉記載を除き一部写し必要)	支払金額の全額が対象																					
⑯	生命保険料控除	昨年中に生命保険契約等の保険料、個人年金保険料、介護医療保険料などを支払った場合(源泉記載を除き証明書等の写し必要)	生命保険料控除(旧・新生命、旧・新個人年金、介護医療保険/合計適用限度額70,000円)																					
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>【旧：生命、年金】保険料支払額</th> <th>控除額</th> <th rowspan="4">一般の旧生命保険料と旧個人年金保険料の両方がある場合は、それぞれの合算額が控除額となります。(限度額：35,000円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>支払額全額</td> </tr> <tr> <td>15,000円超40,000円以下</td> <td>支払額×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,000円超70,000円以下</td> <td>支払額×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,000円超</td> <td>一律35,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <th>【新：生命、年金、介護】保険料支払額</th> <th>控除額</th> <th rowspan="4">新生命保険料、新個人年金保険料、介護医療保険料がある場合は、それぞれの合算額が控除額となります。(限度額：28,000円)</th> </tr> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>支払額全額</td> </tr> <tr> <td>12,000円超32,000円以下</td> <td>支払額×1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,000円超56,000円以下</td> <td>支払額×1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,000円超</td> <td>一律28,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	【旧：生命、年金】保険料支払額	控除額	一般の旧生命保険料と旧個人年金保険料の両方がある場合は、それぞれの合算額が控除額となります。(限度額：35,000円)	15,000円以下	支払額全額	15,000円超40,000円以下	支払額×1/2+7,500円	40,000円超70,000円以下	支払額×1/4+17,500円	70,000円超	一律35,000円		【新：生命、年金、介護】保険料支払額	控除額	新生命保険料、新個人年金保険料、介護医療保険料がある場合は、それぞれの合算額が控除額となります。(限度額：28,000円)	12,000円以下	支払額全額	12,000円超32,000円以下	支払額×1/2+6,000円	32,000円超56,000円以下	支払額×1/4+14,000円
【旧：生命、年金】保険料支払額	控除額	一般の旧生命保険料と旧個人年金保険料の両方がある場合は、それぞれの合算額が控除額となります。(限度額：35,000円)																						
15,000円以下	支払額全額																							
15,000円超40,000円以下	支払額×1/2+7,500円																							
40,000円超70,000円以下	支払額×1/4+17,500円																							
70,000円超	一律35,000円																							
【新：生命、年金、介護】保険料支払額	控除額	新生命保険料、新個人年金保険料、介護医療保険料がある場合は、それぞれの合算額が控除額となります。(限度額：28,000円)																						
12,000円以下	支払額全額																							
12,000円超32,000円以下	支払額×1/2+6,000円																							
32,000円超56,000円以下	支払額×1/4+14,000円																							
56,000円超	一律28,000円																							
			※新・旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合は、限度額が28,000円となります。																					
⑰	地震保険料控除	昨年中に地震保険契約等の保険料を支払った場合(源泉記載を除き証明書等の写し必要)	地震保険料控除(旧長期損害保険料控除を含む)																					
			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>保険料支払額</th> <th>控除額</th> <th rowspan="4">地震保険料と旧長期損害保険料の両方がある場合は、それぞれの合算額が控除額となります。(限度額：25,000円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地震</td> <td>50,000円以下</td> <td>支払額×1/2</td> </tr> <tr> <td>50,000円超</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">旧長期</td> <td>5,000円以下</td> <td>支払額全額</td> </tr> <tr> <td>5,000円超15,000円以下</td> <td>支払額×1/2+2,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>15,000円超</td> <td>10,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		保険料支払額	控除額	地震保険料と旧長期損害保険料の両方がある場合は、それぞれの合算額が控除額となります。(限度額：25,000円)	地震	50,000円以下	支払額×1/2	50,000円超	25,000円	旧長期	5,000円以下	支払額全額	5,000円超15,000円以下	支払額×1/2+2,500円		15,000円超	10,000円				
	保険料支払額	控除額	地震保険料と旧長期損害保険料の両方がある場合は、それぞれの合算額が控除額となります。(限度額：25,000円)																					
地震	50,000円以下	支払額×1/2																						
	50,000円超	25,000円																						
旧長期	5,000円以下	支払額全額																						
	5,000円超15,000円以下	支払額×1/2+2,500円																						
	15,000円超	10,000円																						
⑱～⑲	寡婦控除	死別 合計所得金額が500万円以下で夫と死別しており、その後婚姻していない者 離別 合計所得金額が500万円以下で夫と離別しており、その後婚姻していない者で、子以外の扶養親族を有する者	26万円																					
	ひとり親控除	合計所得金額が500万円以下で、生計を同じとする子(総所得金額等が48万円以下)を有する単身者(婚姻歴や性別の制限なし)	30万円																					
	勤労学生控除	勤労学生控除/あなたが大学、高等学校等の学生で合計所得金額が65万円以下で、そのうち給与所得等以外の所得が10万円以下の場合	26万円																					
⑳	障害者控除	障害者控除/あなたやあなたの控除対象配偶者及び扶養親族が障害者である場合 ※16歳未満の扶養親族にも適用されます。 ※同居する特別障害者の場合は、特別障害の控除額に23万円が加算されます。	普通障害/26万円 特別障害/30万円 同居特障/53万円																					
㉑～㉒	配偶者控除	令和6年12月31日(年の中途中で死亡した人は、その死亡の日)現在あなたと生計を一にする配偶者で令和6年中の合計所得金額が48万円以下の場合	<table border="1"> <thead> <tr> <th>扶養者の所得</th> <th>900万円以下</th> <th>900万円超え950万円以下</th> <th>950万円超え1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70歳未満</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>70歳以上</td> <td>38万円</td> <td>26万円</td> <td>13万円</td> </tr> </tbody> </table>	扶養者の所得	900万円以下	900万円超え950万円以下	950万円超え1,000万円以下	70歳未満	33万円	22万円	11万円	70歳以上	38万円	26万円	13万円									
	扶養者の所得	900万円以下	900万円超え950万円以下	950万円超え1,000万円以下																				
70歳未満	33万円	22万円	11万円																					
70歳以上	38万円	26万円	13万円																					
配偶者特別控除	あなたの合計所得金額が1,000万円以下であり、配偶者の合計所得金額が48万円超133万円未満の場合 ※配偶者の合計所得金額に応じた控除額	33万円から1万円																						
㉓	扶養控除	令和6年12月31日(年の中途中で死亡した人は、その死亡の日)現在あなたと生計を一にする親族で令和6年中の合計所得金額が48万円以下の場合 ※16歳未満の扶養親族について控除額はありませんが、非課税判定等で用いますので、ご記入願います。	一般扶養/以下以外の方																					
			特定扶養/平成14年1月2日～平成18年1月1日に生まれた方																					
			老人扶養/昭和30年1月1日以前に生まれた方																					
			同居老親等/老人扶養親族のうちあなたや配偶者の父母などで、同居している方																					
			一般扶養/33万円 特定扶養/45万円 老人扶養/38万円 同居老親/45万円																					

その他、申告書裏面の「11～15 専従者、別居の扶養親族、配当・株式譲渡割額、寄附金」などの項目について、対象となる場合は、ご記入及び資料の添付をお願いします。また、添付いただく証明書及び資料等については、返却いたしませんので、写し等で構いません。